⑺　本工事のうち、建設工事については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できる者に限る。ただし、法令の規定により専任での配置を義務付けられていない場合は、専任での配置を求めないものとする。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成17年４月１日以降、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡しが完了した以下記載の工事の施工経験を有する者であること。経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが施工経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

また、当該施工経験については国土交通省が発注した工事のうち説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が説明書に示す点数未満であるものを除く。

競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。

同種工事は、海上において鋼管杭、鋼管矢板又は鋼矢板の打ち込み（圧入を含む。建込みは含まない。）をした工事の施工経験を有すること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了した者であること。ただし、法令の規定により監理技術者資格を求めない場合は、この限りではない。

④　申請する技術者が、平成17年４月１日以降に産前産後休業、育児休業及び介護休業（以下、「出産等」という。）を取得した場合は、出産等期間に相当する期間（日数）を施工実績を求める期間に加えることが出来る。

⑻　本工事のうち、建設工事については、配置予定の主任（監理）技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できる者を配置すること（説明書参照）。

⑼　特定ＪＶの代表者、経常ＪＶの代表者、若しくは単体有資格者は、次に掲げる基準を満たす設計技術者を当該設計業務に配置できる者であること。なお設計技術者とは、管理技術者をいう。

①　競争参加者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

②　下記のいずれかの資格を有する者

ⓐ　技術士（総合技術監理部門―建設）

ⓑ　技術士（建設部門）

ⓒ　博士（工学系）

ⓓ　ＡＰＥＣエンジニア（Industrial、Civil、Structural又はGeotechnical）

ⓔ　土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会１級土木技術者

ⓕ　ＲＣＣＭ（港湾及び空港部門）。ただし、港湾関係の実務経験が３年以上ある者

ⓖ　海洋・港湾構造物設計士

ⓗ　発注者が上記と同等であると認めた者

⑽　申請書及び資料の提出期限の日から本工事に係る設計業務の見積もり合わせの日までの期間に、近畿地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑾　本工事に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（説明書参照）。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　技術提案の内容が不適切又は未記載でないこと。

３　優先交渉権者の選定に関する事項

⑴　技術提案の評価に関する基準　本工事については、和歌山下津港海岸（海南地区）藤白護岸（第１－２工区）において、護岸の改良を行うものである。

当該工事目的物は、操業する石油企業等の工場と専用桟橋の間に防護ラインを確保するものである。工場と桟橋間のパイプラインで接続されている場所においては、工場の生産ラインの移設と合わせ、操業を確保しながらの施工となるため、狭隘な区間での作業、工事区間の切り回しによる施工が必要となる。しかしながら、そのような工事の実績がなく、当該工事の施工と企業の生産ラインの移設と調整を図りつつ臨機に対応する必要があるため、施工方法が確定できない。また、隣接する過年度護岸整備は工事目的物を横断する既設構造物はなく、より効率的・効果的な施工方法を検討し、所定の性能を満たす必要がある。

上記の特殊性により、本工事については、手続開始の公示の段階で、護岸改良のための施工方法等の最適な仕様を確定することができない。また、本工事については、最も優れた技術提案によらなければ工事目的の達成が困難である。

このような状況下で、発注者は、施工者独自の高度で専門的な工法の提案及び知見をあらかじめ本工事の設計業務に反映させる必要があるため、発注方式として「技術提案・交渉方式」を採用し、「設計交渉・施工タイプ」を適用して本工事に関する技術提案を下記①から③について求める。

①　設計業務に関する提案　20点

②　企業の操業に配慮し、施工期間の短縮に有効な工法等に関する提案　50点

③　工場生産ライン（既設、移設、新設等）の変状、損壊に配慮した施工方法に関する提案　30点

⑵　技術提案書についてのヒアリングを行う（詳細は説明書を参照）。

⑶　優先交渉権者の選定　技術提案書を提出した者の中から、競争参加資格があると認められる者のうち、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。

⑷　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法　技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、下記①から④の順で優先交渉権者を選定するものとする。

①　上記⑴のうち、「②」の得点が高い者

②　上記⑴のうち、「③」の得点が高い者

③　上記⑴のうち、「①」の得点が高い者

④　該当者にくじを引かせて優先交渉権者を選定する。くじの実施方法等については別途通知する。

⑸　優先交渉権者の選定後、本工事の設計業務に係る見積もり合わせを実施したうえで、設計業務の契約締結と同時に、本工事の契約に至るまでの手続きに関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思の有無を確認したうえで、本工事の設計業務の契約締結及び価格等の交渉を行う。

４　担当部局

〒650―0024　神戸市中央区海岸通29番地　神戸地方合同庁舎近畿地方整備局総務部経理調達課契約管理係　山中　博士　電話078―391―7576

５　手続等

⑴　説明書及び設計図書の交付期間、場所及び方法

①　交付期間：令和２年７月29日から令和２年９月28日まで（最終日は14時00分まで）

②　交付方法：下記のウェブサイトにより配布する。

「港湾空港関連入札・契約情報（http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/）」

「入札情報サービス（統合ＰＰＩ）（http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm）」